中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会

児童生徒の学習評価に関するワーキンググループ　御中

児童生徒の学習評価の在り方に関する意見・要望

全国特別支援学設置学校長協会

新学習指導要領が告示され、各学校では全面実施に向けた準備に余念のないところです。本協会は、全国の特別支援学級や通級指導教室を設置している小・中学校、約19,000校の校長で組織されています。特別支援学級や通級指導教室では、教育課程を編成する際に、小学校や中学校の教育課程に加え、児童生徒の障害の状態によって特に必要がある場合は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考にして、特別の教育課程を編成することが可能です。そのため、児童生徒の学習評価については、小学校や中学校の通常の学級の児童生徒と同じ観点による学習評価を行う学校や、一人一人の障害の特性を考慮した特別支援学校小学部や中学部と同様の観点による学習評価を行う学校など、様々な状況があります。今回、時間があまりない中ではありますが、本協会の副会長（全国８ブロックからの代表）から意見を集約しましたので、その多様な状況を踏まえ、意見・要望を提出いたします。

Ⅰ　障害の状態による多様な学習評価

１　特別支援学級の学習評価について

（１）知的障害者を対象としている特別支援学級

　知的障害者を対象としている特別支援学級では、特別支援学校（知的障害）の学習指導要領を参考に教育課程を編成している学級が多く、一人一人の障害の状態も異なることから、通常の学級と同様の評価規準を用いた評価は困難である。具体的な評価については、個別の指導計画に基づき、個別に設定した学習内容や年間計画により、学習の達成状況を観点別評価や総括的評価を加味しながら個人内評価を活用して行う学級が多い。

　①　個別の指導計画に基づいた個人内評価

　個別の指導計画は、学期の始めに、一人一人の実態を丁寧に把握した上で、教科や領域ごとに一人一人に応じた学習内容を保護者とともに検討して作成する。個別の指導計画と通知表を一体化させ、評価の基準は個人内評価としている学級が多い。児童生徒の状況により、年度途中でも、個別の指導計画に加筆したり修正をしたりしながら学習を進めている。

　②　具体的な評価の方法

具体的な評価の方法としては、ペーパーテストによる評価が困難な場合も多く、児童生徒が学習に取り組んでいる様子の観察や、作成した作品、発表した内容等について、一人一人の到達度を設定して評価している。また、交流及び共同学習を行っている教科については、あくまでも特別支援学級の授業として実施することから、特別支援学級の担任が責任をもって教育活動として適切な評価を行う必要がある。評価に当たっては、交流学級の担任や専科教諭と連携を図って評価を行うが、通常の学級の観点別評価を活用して評価する場合や、成果や努力したこと等を文章表記で伝える場合等様々である。

その他、一般の高校へ進学希望する場合は、通常の学級と同じ５段階評価とＡＢＣの観点別評価を行う学級、下学年の教科書を使用している場合は下学年の評価観点で評価を行う学級、通常の学級と同じ通知表に加え特別支援学級で単独に学習している教科に関しては授業への取組や成果を別紙に記入する学級等、様々な例がある。

　③　評価の際の配慮

児童生徒の意欲を喚起するような評価内容に配慮し、本人や保護者が読んで分かるように記載している。指導要録には「教科別の指導」「領域等を合わせた指導」ともに、記述式で達成状況や努力した点などを記入する場合が多い。

（２）自閉症・情緒障害者を対象とした特別支援学級

自閉症・情緒障害を対象としている特別支援学級では、小・中学校の学習指導要領を中心にして自立活動を取り入れた教育課程を編成している学級が多いが、障害の特性から、当該学年の授業を通常の学級と同じように進めることが難しく、通常の学級と同様の評価規準を用いた評価が困難な場合もある。具体的な評価については、個別の指導計画に基づき、個別に設定した学習内容や年間計画に基づき、学習の達成状況を観点別評価や個人内評価も活用した評価を行っている場合が多い。

　①　観点別評価と個別の指導計画に基づいた個人内評価の活用

知的障害のない児童生徒については、通常の学級と同じ評価規準を用いて評価を行う。知的障害のある児童生徒については、個別の指導計画に基づいた個人内評価も活用して評価を行う。個別の指導計画は、知的障害を対象とした特別支援学級と同様に、学期の始めに、一人一人の実態を丁寧に把握した上で、教科や領域ごとに一人一人に応じた学習内容を保護者とともに検討して作成する。また、自立活動など特別支援学級のみで行う指導については、個別の指導計画に基づいて評価する。

②　具体的な評価の方法

知的障害のない児童生徒の場合は、通常の学級と同様にテストや学習・生活の記録から評価する。知的障害のある児童生徒の場合は、他に児童生徒の学習プリントやノート、発言、授業中の観察なども用い、個人の目標に応じて評価観点を設定し、評価している。また、交流及び共同学習を行っている教科については、交流学級の担任や専科教諭と連携を図って評価を行い、通常の学級の観点別評価を活用して評価する場合が多い。

③　評価の際の配慮

　通常の学級と同様の評価を行う場合でも、通知表の一部を変更して、努力した点、成長した点について文章による学習評価を行うなど、障害の特性に考慮した評価を行う。

２　特別支援学級の学習評価における課題について（意見）

・児童生徒の意欲を引き出すための評価でなければならないが、「できた」「できない」という評価になりがちである。

・小学校、中学校、特別支援学校といった連続性のある学習評価になりにくい。先を見通した長期目標が生かされない。

・個人内評価の観点が難しい。担任の主観に影響されやすい面がある。参考になる例が示されると嬉しい。

・達成度の設定について客観的な評価基準が難しい。

・各教科の到達状況が一目で分かるような、評価の一覧表のようなものがあるとよい。

・目標の設定が児童の習得状況によって途中で変更されることも多々あり、目標、指導、評価の一連の指導の設定が難しい。

・障害のある児童生徒の場合、短い期間での評価が難しいこともある。

・「育てたい力」をつけるために十分に計画し、「何をどのように学んだか」学習評価するための工夫を行う道筋をどの教師にも分かりやすいように示してほしい。

・自立活動の評価方法が難しい。

・肢体不自由特別支援学級の体育の評価、評定の扱いが難しい。

・学習評価については、それぞれの学校や担任に任せられている状況があり、特別支援学級担任が学習評価の妥当性について検討する場がない。

・指導者の技量によって、指導や評価にばらつきが生じ、特に目標の設定は困難である。教員の専門性が求められるが、十分な対応が難しい状況がある。そのため、適切な評価ができていないのではないかという葛藤が常にある。

・交流及び共同学習の時間が増え、通常の学級で学んでいる時間の学習評価が難しい。

・交流及び共同学習では、通常の学級でのねらいをそのまま当てはめることが多いが、交流しながらも、該当児童の実態に応じた目標を特別支援学級担任が設定することで、適切な評価をすることができる。

Ⅱ　通級による指導の学習評価について

　１　通級による指導の学習評価について

通級による指導では、自立活動を中心に指導している。通級による指導の評価に関しては、個別の指導計画を作成し、自立活動についての目標を個別に設定し、その到達度について学期毎あるいは前期・後期で評価を行う場合が多い。通級による指導では、その評価を、通常の学級の担任や保護者と共有することが大切である。

　①　個別の指導計画に基づいた個人内評価

　個別の指導計画は、指導を開始する際に、一人一人の実態を丁寧に把握した上で、一人一人の課題を改善・克服するための自立活動の学習内容を保護者や通常の学級の担任とともに検討して作成する。個別の指導計画に基づき、一人一人の到達目標を設定し、その達成度を文章で評価し、報告書として作成する場合が多い。児童生徒の状況により、年度途中でも、個別の指導計画に加筆したり修正をしたりしながら指導を進めている。

　②　具体的な評価の方法

通級による指導の様子は、通級指導担当教員、通常の学級の担任、保護者で連絡ノートを活用し、評価を共有する。

具体的な評価の方法として、市販のアセスメントを活用して児童生徒の変化を評価したり、行動観察や見取りの観点を数値化したりする等して、評価を行っている例もあった。通級による指導の評価方法については、今後、さらに検討が必要と思われる。

③　評価の際の配慮

年度末に指導の記録を担任に送付し、通級による指導の目標や指導内容と変容について知らせる。また、通常の学級の担任はそれを受けて、指導要録の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に記入する。

２　通級による指導の学習評価における課題について（意見）

・指導と評価の一体化がより求められる。

・自立活動についての評価規準が難しい。客観的な評価ができないことがある。

・自立活動が主たる学習になるので、数値化しにくく、どれくらい目標を達成したか客観的な評価が難しい。

・個別の指導計画に示されている目標が具体的、段階的になっているかが大切である。指標のようなものがあればありがたい。

・個別の指導計画の目標設定や手立てについて検討することは行われていない。

・個に応じた課題を設定することが難しく、評価の基準がないので客観的な判断も難しい。

・担当教師の観察と主観に頼ることが多くなる。

・記録や分析に時間がかかる。エピソードや逐語録など質的なデータの分析や行動の解析等が必要なるが、全てのデータを記録に残すことは難しい。

・在籍学級の担任との情報共有が欠かせないが、他校通級の場合、難しい面がある。

・学習評価をするためには、通級による指導担当者と通常の学級担任との連携が必要であるが時間が確保できない。

・通級による指導で，「できるようになった」ことが通常の学級の中で生かされなければならないが，学習評価としてそこまで評価が難しい。

・通級による指導の担当者が、一人で児童生徒20人以上を担当していることもあり、個別の指導計画を作成する時間を見出すことが難しい状況がある。

・ライフステージを意識した連続性のある評価につながっていない。

Ⅲ 通常の学級に在籍している障害のある児童生徒について

１　学習評価について

通常の学級に在籍している障害のある児童生徒については、校内委員会等の設置により実態把握が進み、個別の教育支援計画や個別の指導計画が作成されるようになった。また、合理的配慮も工夫されるようになったが、学習評価については今後、さらに研究が進むことが期待される。

工夫されている例として、次のようなものがあがった。

・学習評価の規準が設定されていても、障害のある児童生徒には到達できないこともあるので、個々の特性に応じ、得意なことを生かし表現させ、認めていくように工夫している。

・特性に応じて課題の量を調整した上で学習評価を実施している。

・文書による学習評価を、通知表に添付する場合もある。

・個別の支援計画に基づく学習面・生活面についての評価を記述式の文章で行っている。

・中学校においては、教科担任による「生徒の小さな変容」に対する気づきを学級担任に集約するようにしている。

・自己評価を取り入れ、本人が達成感を感じることができるように工夫している。

・学習場面を振り返り自己肯定感を持てるようにして、自分から取り組もうとする態度であったかを学習評価するようにすれば、障害のある児童の居場所も保障され、主体的な学びにつながっていく。

・授業における合理的配慮を徹底させることにより、教職員が、合理的配慮が障害のある児童生徒のスタートラインとして考えるようになれば、学習評価の視点が変わってくる。

・日頃の保護者へ連絡、個別面談等で授業の様子を知らせるなどして、どのように児童生徒を評価しているかを説明する。

２　通常の学級に在籍している障害のある児童生徒の学習評価における課題について

（意見）

・通常の学級で作成された個別の指導計画が作成するだけに終わり、PDCAのサイクルになっていないケースがある。目標設定の妥当性や手立ての検討も必要である。

・指導上工夫している内容そのものを評価の対象としてよいか。

・どのように学習評価を行っているか、情報交換する場を積極的に設定する必要がある。

・不登校状況に陥った児童生徒を、提出物のみでの評価をどのように行うのか。

・障害の特性にもよるが、集中できない、意欲が長続きしないなどの面で評価が低くなることがある。それに対応する評価の仕方があれば教えてほしい。

・通常の学級の中で行える支援の実例や対応の仕方のマニュアルがあればよい。

今後、特別支援教育がさらに進み、一人一人の児童生徒の豊かな成長を促すためには、障害のある児童生徒の学習評価を確立していくことが重要です。今回、限られた時間の中では、全国の状況を把握するには至りませんでしたが、特別支援学級や通級による指導の学習評価が地域や学校の実情によって様々であることが分かりました。

小・中・高等学校の学習評価については、国立教育施策研究所等で研究開発されています。特別支援学校の学習評価については、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で研究されたものがありますが、今後、小・中・高等学校の学習評価と連続した特別支援学級や通級による指導、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の学習評価の研究開発が進むことを期待いたします。